

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第九条第一項（名称等）又は第二十九条第五項（公益認定の取消し）の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

別表第一第二十四号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」の規定によつてする「中間法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）」の規定によつてする「一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）」及び「一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同号（一）中「中間法人につきその本店」を「一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所」に改め、同号（二）口中「無限責任中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号（二）ハ中「又は有限責任中間法人」及び「又は基金（代替基金を含む。以下この号において同じ。）の総額」を削り、同号（二）ニ中「若し

くは」を「又は」に改め、「又は有限責任中間法人の基金」及び「又は基金の総額」を削り、同号(一)ホ中「若しくは合同会社又は有限責任中間法人」を「又は合同会社」に改め、「又は基金の総額」及び「若しくは中間法人」を削り、同号(一)ヘ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は有限責任中間法人の基金」、「又は基金の総額」及び「又は中間法人」を削り、同号(一)ル中「支店」の下に「又は従たる事務所」を加え、同号(一)ヲ中「又は支店」を「若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所」に改め、同号(一)ワ中「又は委員会」を「若しくは委員会又は理事会」に改め、同号(一)カ中「若しくは監事」を「監事、代表理事若しくは評議員」に、「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、「又は基金の総額」を削り、同号(一)タ中「若しくは監事」を「監事、代表理事若しくは評議員」に改め、同号(一)ソ及びツ中「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号(一)中「中間法人につきその支店」を「一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所」に改め、同号(一)イ中「又は基金の総額」を削り、「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号(一)中「中間法人につきその本店又は支店」を「一般社団法人等」に改め、同号(一)中「中間法人につきその本店又は支店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所」に改め、同表第三十二号中「みなす」を「みなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている

者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たに同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす」に改め、同号^(二)中「（昭和五十年法律第二十八号）」を削り、同表第四十号中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

別表第二に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
--------	----------------------

別表第三の五の項の次に次のように加える。

五の二 公益社 団法人及び公 益財団法人	一般社団法人 及び一般財團 法人に関する 法律及び公益 社団法人及び	自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第一百三十四条第一項（各種学校）に規定す	第三欄の登記に該 当するものである ことを証する財務 省令で定める書類 の添付があるもの
----------------------------	--	---	--

公益財団法人の各種学校をいう。）の校舎等の所有権の取扱に限る。

得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運営する法律、運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の十の項の第三欄の第二号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表の二十二の項の第三欄中「資本金の額」の下に「又は出資金の額」を加え、同表の一十四の項の第三欄の第二号中「診療所若しくは」を「診療所、」に改め、「介護老人保健施設」の下に「若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の五（特別養護老人ホーム）に規定する特別養護老人ホーム」を加え、同項の第四欄中「添附」を「添付」に改め、同表の二十五の項を削る。

（消費税法の一部改正）

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「（損失が生ずると見込まれるものと除く。）」を削り、同項ただし書中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じ

た日の「属する年」を削り、「第六十四条第二項第一号」を「第六十四条第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する事業年度」を削る。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人 医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法

別表第三第一号の表学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項中「（私立学校法）の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表広域臨海環境整備センターの項の後に次のように加える。

公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
--------	--

別表第三第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項、社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）の項及び地方公務員の団体（法人であるものに限る。）の項を削り、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）

（印紙税法の一部改正）

第七条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

別表第三中「介護保険法第百七十六条第一項第一号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五

条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務及び介護保険法第百七十六条第一項第一号」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条の七」を「第八十七条の八」に改める。

第三条の三第六項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第四条の二第九項中「（第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。）」を削る。

第四条の四第一項中「第一条第一号に規定する勤労者」の下に「（第三項において「勤労者」という。）」を、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」の下に「（第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権につき、当該証券投資信託の終了（当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対

する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約があつた場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。）に達するまでの金額は、第三十七条の十第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法、同項及びこの節の規定を適用する。

第五条の二第十五項第一号中「別表第一第一号」を「別表第二」に、「第十一条第三項」を「第十一条第二項」に改め、同条第十六項第一号中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「内国法人が国外において発行した債券」を「法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券については、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）」に改め、

「金額」の下に「（外国法人により発行された一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「金額に」を「金額（外国法人が発行した一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）」に改め、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「一般民間国外債」の下に「（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行されたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第七項及び第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第九項第二号中「目論見書」の下に「（当該一般民間国外債の券面が発行されていない場合には、当該一般民間国外債の発行に係る目論見書）」を加え、同条第十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「指定民間国外債」の下に「（第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）」を加え、同条第十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第七条中「から平成二十年三月三十日までの間」を「以後」に改める。

第八条の三第二項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第六項第一号中「とみなす」を「又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす」に改める。

第八条の四を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下の項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る

配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を

含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投資口の配当等

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第一百六十五条の規定の適用を受けた場合には、その者が同一の年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用について
は、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の二までの規定の適用については、同項第三十号中
「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六
号）第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当
所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各
種所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」
とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除
く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当
所得の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようと

するものに限る。）」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオーブン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところ

により、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（同法第二百一十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

5 前項に規定する上場株式配当等の支払をする者又は所得税法第二百一十五条第二項第一号に掲げる者（以下この条において「配当等の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する通知書を同一の者に対してその年中に支払つた配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの規定にかかわらず、当該通知書をこれらの規定に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

6 配当等の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に

交付しなければならない。

7 前項本文の場合において、同項の配当等の支払者は、第四項又は第五項の通知書を交付したものとみなす。

8 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八条の五第一項中「平成十五年四月一日」を「平成二十一年一月一日」に、「純損失の金額又は」を「純損失の金額若しくは」に、「の計算上」を「又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に、「の規定」を「及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第一号中「次号から第五号まで」を「次号から第四号まで」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 内国法人から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる配当等

三 内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公

募（前条第一項第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四 特定投資法人（前条第一項第三号に規定する特定投資法人をいう。）から支払を受ける投資口の配当等

第八条の五第一項第五号を削り、同条第二項中「平成十五年」を「平成二十一年」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する同項各号に掲げる配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき配当等の額ごとに行うことができる。

第九条第一項第五号イ中「同条第九項に規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものにより行われたもの」を「機関投資家私募（同条第九項に規定する適格機関投資家私募のうち財務省令で定める者のみを相手方として行うものをいう。以下この号において同じ。）により行われたもののうち、その募集が主として国内において行われ、かつ、投資信託約款（同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）にその募集が機関投

資家私募である旨の記載がなされて行われたもの」に改め、同条第二項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第九条の二第一項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第五項第一号中「とみなす」を「又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす」に改める。

第九条の三第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「並びに前条第一項及び第二項」を「前条第一項及び第二項並びに次条第一項」に改め、同項第一号中「上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）」を「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等」に改め、「（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）

第九条の三の二 平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。）若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの（国内において支払われるものに限る。以下この条において「上場株式等の配当等」という。）の国内における支払の取

扱者で政令で定めるもの（第四項において「支払の取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（前条第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 特定投資法人（前条第三号に規定する特定投資法人をいう。）の投資口の配当等

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等の支払をする者については、所得税法第百八十八条第一項並びに第二百十二条第一項及び第三項のうち当該上場株式等の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百一十五条の規定の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条の四第二項中「第八条の五第一項第三号」を「第八条の四第一項第二号」に改め、同条第四項中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第九条の五の二第七項各号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第十条第一項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に改め、同項ただし書中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に改め、同条第四項中「第七項第五号」を「第八項第五号」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年及び平成二十二年の各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の年分において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が、当該個人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合 当該個人のその年分の当該試験研究費の額から当該比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額

一 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年分の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合 当該超える部分の金額に超過税額控除割合

(その年分の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・一を乗じて計算した割合をいう。)

を乗じて計算した金額

第十条第十二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第一項から第六項まで」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第四項」を「第四項又は第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「(その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額(棚卸資産の販売による収入金額その他政令で定める金額をいう。)の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)」を削り、同項第六号中「適用年前三年以内の各年分」を「第六項の規定の適用を受けようとする年(平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)を除く。以下この項及び第十二項において「適用年」という。)前三年以内の各年分」に改め、同項に次の一号を加える。

八 平均売上金額 その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額(棚卸資産の販売による収入金

額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第十条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項各号に定める金額を計算する場合において、当該個人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第十条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「（貸付け）」を「（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け）」に、「及び第二号」を「第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を」に改め、同項に次の一号を加える。

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

口 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十条の四の見出しを「（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第号）第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十四条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。）当該認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

第十条の四第三項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第十項中「又は第四項」を「第四項又は第六項」に、「及び第四項」を「第四項及び第六項」に、「取得した場合」を「取得した場合等」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三項」の下に「及

び第六項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成二十一年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される労務費の額のうちに当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・一五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（そ

の年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又はその年分において有する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額（を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 個人が当該個人のその事業に係る使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるもの）をいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十条の七を削る。

第十一条第一項の表の第一号中「（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物について
は、百分の十）」を削る。

第十一条の二第一項の表の第二号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改
める。

第十一条の四第一項中「（同表の第一号の上欄に掲げるものについては、平成二十年三月三十一日）」
を削り、「場合を除く」を「場合を除き、同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地
域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定め
る地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

第十一条の五第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種」を
「第十九条各号に掲げる業種」に改める。

第十一条の六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十年三月
三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「次の各号に」を「次に」に、「再商品化設備等」を

「資源再生化設備等」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十条第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十二条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。）で政令で定めるもの

二 再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に規定する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの

第十一条の六第二項中「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に改める。

第十二条第一項の表の第一号口中「（平成十二年法律第十五号）」を削る。

第十三条第二項中「又は次条第一項」を「次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 青色申告書を提出する個人で道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる

一般乗合旅客自動車運送事業又は同号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業（以下この項において「一般乗合旅客自動車運送事業等」という。）を営むものが、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に、当該一般乗合旅客自動車運送事業等の用に供する乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有するもの又は階段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、財務省令で定めるところにより証明がされたもので、その製作の後事業の用に供されたことのないもの（第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む一般乗合旅客自動車運送事業等の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（当該障害者対応設

備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第三項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十三条の二第一項の」を「第十三条の三第一項の」に、「第十三条の二第一項本文」を「第十三条の三第一項本文」に、「又は次条第一項」を「次条第一項」に、「又は第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十五年までの各年において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額

(以下この項及び次項において「支援事業所取引金額」という。)がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その年十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。次項において同じ。)において当該個人の有する減価償却資産で当該個人の事業の用に供されているもののうちその年又はその年の前年若しくは前々年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの(所有権移転外リース取引により取得したもの)を除く。以下この条において「三年以内取得資産」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該三年以内取得資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十に相当する金額(次項において「特別償却限度額」という。)との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該三年以内取得資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用がある場合において、その年十二月三十一日において当該個人の有する同項の規

定の適用を受ける二年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が、その年の支援事業所取引増加額（その年における支援事業所取引金額の合計額からその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける二年以内取得資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の二第一項（同条第二項の規定の適用がある場合を含む。）」と、「同項の」とあるのは「当該」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文又は第二項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、次条第一項」とあるのは「第十三条第一項、第十三条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 第十一条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第三項及び第十五条第二項中「前項又は次条第一項」を「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」に改める。

第十九条第一号中「第十条の六」を「第十五条」に改め、「又は第十一条から第十五条まで」を削る。

第二十条第一項中「平成二十年」を「平成二十二年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「及び第十三条の二」を「第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十年」を「平成二十三年」に改め、「百万円未満」の下に「（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）」を、「同じ。」の下に「であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内」を加え、同条第二項中「該当しないものが」を「該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改め、同項第一号中「売却価額」の下に「及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額」を加え

る。

第二十六条第二項第一号中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」を、「健康保険法、国民健康保険法」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律」を、「第五十四条の三第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項」を加え、「同項第二号中「又は出産扶助のための助産」を「若しくは出産扶助のための助産又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）」の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同号を同項第五号とする。

第二十八条第一項第五号中「公益法人等」の下に「若しくは一般社団法人若しくは一般財團法人」を加える。